（前のページより続き）

〔官庁報告〕

法　務

平成二十二年度十一月期司法修習生採用選考公告（最高裁判所）　三

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　三

〔資　料〕

閣議決定等事項　三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

捜査特別報奨金、建設業の許可の取消処分関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

地方公共団体

公債抽せん（東京都区）、教育職員免許状失効関係　三

会社その他

会社決算公告　三〇

府　令

○内閣府令第三十五号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び保険企画室」を「、保険企画室及び金融トラブル解決制度推進室」に、「二人」を「一人」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の二項を加える。

10　金融トラブル解決制度推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融庁の所掌事務に関する裁判外紛争解決手続に係る制度の企画及び立案に関すること。

二　指定紛争解決機関の監督に関すること。

11　金融トラブル解決制度推進室に、室長を置く。

第七条の見出し中「統合的リスク管理・市場リスク検査室」を「リスク管理検査室」に改め、同条第一項中「統合的リスク管理・市場リスク検査室」を「リスク管理検査室」に、「二十四人」を「二十七人」に、「三十二人」を「三十六人」に改め、同条第二項中「統合的リスク管理・市場リスク検査室」を「リスク管理検査室」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、先端的な金融取引に係る金融検査その他の高度な専門的知識を必要とする金融検査のうち、業務又は財産に関するリスクの管理状況に係る特に重要なものの実施に関すること。

第七条第三項中「統合的リスク管理・市場リスク検査室」を「リスク管理検査室」に改める。

第八条第一項中「監督企画官二人」を「監督企画官四人」に、「、金融情報分析官二人及び協同組織金融調整官一人」を「及び金融情報分析官二人」に改め、同条第十五項を削る。

第十三条第一号中「から第六項まで」を「から第七項まで」に改める。

第十四条第一号中「第十八条第七項から第十項まで」を「第十八条第八項から第十一項まで」に改める。

第十五条第一号中「第十八条第十一項から第十四項まで」を「第十八条第十二項から第十五項まで」に改める。

第十六条第一号中「第十八条第十五項から第十九項まで」を「第十八条第十六項から第二十項まで」に改める。

第十八条第一項中「インターネット審査官七人以内」の下に「、主任国際専門審査官一人」を加え、「十三人」を「十四人」に、「十二人」を「十三人」に、「主任証券調査官十四人」を「主任証券調査官十五人」に、「三百十六人」を「三百十八人」に、「情報技術専門官一人」を「情報技術専門官二人」に改め、同条第三項中「、インターネット審査官及び国際専門審査官」を「及びインターネット審査官」に改め、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「犯則事件の調査を実施し、及び」を「主として外国にある者に係る資料及び情報の収集及び整理を行い、並びに」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条中第十九項を第二十項とし、第六項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　主任国際専門審査官は、命を受けて、主として外国にある者に係る市場分析審査事務に従事し、及び国際専門審査官の行う事務を整理する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十六号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「地方協力室及び」を削り、同条第一項中「地方協力室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項から第七項までを二項ずつ繰り上げる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十七号

公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）第一条第二項の規定に基づき、公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五人」を「七人」に、「三十人」を「三十一人」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第七十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

総務大臣　原口　一博

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の4中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしよう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第四号の8中「7」を「8」に改め、同号中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7　石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚